楽天ガス ガス需給取次約款 (関電ガスエリア)

2024年1月4日実施 楽天エナジー株式会社

楽天ガス ガス需給取次約款 目次

目次

Ι	Í	総 則.	5 -
	1	適 用	5 -
	2	本約款の変	三更 5 -
	3	定	義
	4	単位および	·端数処理 10 -
	5	その	他10 -
Π	1	契約の申込	み 11 ·
	6	需給契約 <i>0</i>)申込み
	7	ガス需給契	発約の成立および契約期間
	8	需要場所	13 ·
	9	ガス需給契	R約の単位 13 ·
	10	供給の開	始 14·
Ш	ž	料金の算定	および支払い 15 ·
	11	料	金15
	12	2 料金の適	用開始の時期 15 -
	13	料金の算	定期間 15 -
	14	使用量の	算定 15 ·
	15	料金の算	定 15 -
	16	8 日割計算	16 ·
	17	7 料金, そ	の他料金の支払義務および支払期日 16 -
	18	ガス料金	等の支払方法
	19	料金支払:	遅延の際等の措置
IV	1	東用および(共給 19·
	20	適正契約	の保持 19・
	21	供給ガス	の執量 圧力および燃焼性 - 19:

	22	需要場所への立入りによる業務の実施	.9 -
	23	違 約 金	20 -
	24	供給の制限等	20 -
	25	供給の制限等の解除2	21 -
	26	損害賠償等	21 -
٧	契	約 の 変更および終了 2	23 -
	27	ガス需給契約の変更2	23 -
	28	名義の変更	23 -
	29	ガス需給契約の消滅2	23 -
	30	ガス需給契約の解除等2	24 -
	31	ガス需給契約消滅後の債権債務関係	26 -
VI	I	事費等の負担	27 -
	32	ガス工事	27 -
	33	工事費等の支払いおよび精算	27 -
	侟	安2	28 -
VII		安	
VII	34		28 -
VII	34 35	供給施設等の保安責任	28 - 28 -
VII	34 35 36	供給施設等の保安責任 2 周知および調査義務 2	28 - 28 - 29 -
VII	34 35 36 37	供給施設等の保安責任	28 - 28 - 29 - 30 -
VII	34 35 36 37 38	供給施設等の保安責任 - 2 周知および調査義務 - 2 保安に対するお客さまの協力 - 2 お客さまの責任 - 3	28 - 28 - 29 - 30 -
VII	34 35 36 37 38	供給施設等の保安責任 - 2 周知および調査義務 - 2 保安に対するお客さまの協力 - 2 お客さまの責任 - 3 供給施設等の検査 - 3	28 - 28 - 29 - 30 - 31 -
VIII.	34 35 36 37 38 39	供給施設等の保安責任 - 2 周知および調査義務 - 2 保安に対するお客さまの協力 - 2 お客さまの責任 - 3 供給施設等の検査 - 3 ガス事故の報告 - 3	28 - 28 - 29 - 30 - 31 - 32 -
VIII	34 35 36 37 38 39	供給施設等の保安責任 - 2 周知および調査義務 - 2 保安に対するお客さまの協力 - 2 お客さまの責任 - 3 供給施設等の検査 - 3 ガス事故の報告 - 3 の 他 - 3 反社会的勢力の排除に関する条項 - 3	28 - 28 - 29 - 30 - 32 - 33 -
VII	34 35 36 37 38 39 7 40 41	供給施設等の保安責任 - 2 周知および調査義務 - 2 保安に対するお客さまの協力 - 2 お客さまの責任 - 3 供給施設等の検査 - 3 ガス事故の報告 - 3 の 他 反社会的勢力の排除に関する条項 - 3	28 - 28 - 29 - 30 - 31 - 32 - 33 -
VII	34 35 36 37 38 39 7 40 41 42	供給施設等の保安責任 - 2 周知および調査義務 - 2 保安に対するお客さまの協力 - 2 お客さまの責任 - 3 供給施設等の検査 - 3 ガス事故の報告 - 3 の 他 反社会的勢力の排除に関する条項 - 3 準 拠 法 - 3	28 - 28 - 29 - 30 - 31 - 33 - 33 - 34 -
VIII	34 35 36 37 38 39 ₹ 40 41 42	供給施設等の保安責任 - 2 周知および調査義務 - 2 保安に対するお客さまの協力 - 2 お客さまの責任 - 3 供給施設等の検査 - 3 ガス事故の報告 - 3 の 他 反社会的勢力の排除に関する条項 - 3 準 拠 法 - 3 管轄裁判所 - 3 管轄裁判所 - 3	28 - 28 - 29 - 30 - 31 - 32 - 33 - 34 -

I 総 則

1 適 用

- (1) このガス需給取次約款(以下「本約款」といいます。)は、楽天エナジー株式会社(以下「当社」といいます。)が、関西電力株式会社(以下「関西電力」といいます。)が一般ガス導管事業者としての大阪瓦斯株式会社(以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。)が維持および運用する供給設備を介してガスの供給を受ける一般の需要に応じて行うガス供給について、当社がガス小売取次事業者として、需給契約を開始されるお客さまとガス需給契約(以下「ガス需給契約」といいます。)の締結を行うにあたり、適用される料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、当該一般ガス導管事業者が定める託送供給約款(2019年1月31日届出。 なお当該一般ガス導管事業者が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款 によります。)およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の供給区域 における一般の需要に適用いたします。

2 本約款の変更

- (1) 当社は、次の各号にかかげる場合には、それぞれ当該各号に定めるとおり、本約款を変更することがあります。これらの場合には、当社は、当社ウェブサイトに掲載する方法または、電子メール送付による方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)により、あらかじめ効力発生日を定めて、お客さまへその変更内容を説明しお知らせいたします。お知らせ後、効力発生日が到来した場合には、本契約の期間中であっても本約款に定める料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
 - なお、本約款の変更内容が料金の変更であって、お客さまが新たな料金を承諾しない場合には、効力発生日の15日前までに、当社ウェブサイトから当社所定の様式によりガス需給契約の解約を当社に通知することで、ガス需給契約を解約することができます。
 - ① 法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合,改正法令の新たな税率にもとづいて本約款に定める料金を改めるものといたします。
 - ② 関西電力が定める関電ガス供給条件が改定された場合、お客さまの需要場所を供給区域とする当該一般ガス導管事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令、条例、規則等(以下「法令等」といいます。)の改正により本約款変更の必要が生じた場合(前号の場合を除きます。)、その他当社が必要と判断した場合、本約款に定める料金その他供給条件を必要な範囲で変更するものといたします。
- (2) 本約款の変更にともない(3) に定める場合を除き、供給条件の説明および契約変更前の 書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまには次の事項をあらかじめ承 諾していただきます。

- ①供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合,書面交付に代えて当社が適切と判断した方法により,説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載すること
- ②契約変更後の書面交付を行う場合,書面交付に代えて当社が適切と判断した方法により,当社の名称および住所,契約年月日,当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載すること
- (3) 本約款の変更が、法令等の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更や本 約款の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更 前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要の みを書面交付に代えて当社が適切と判断した方法により説明することとし、契約変更後の 書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

3 定 義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 熱 量

摂氏 0 度および圧力 101 . 325 キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス 1 立方メートルの総熱量をいいます。

お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令(以下「ガス事業法 令」といいます。)で定められた方法によってその熱量を測定します。

(2) 標準熱量

ガス事業法令で定められた方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

(3) 最低熱量

お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

(4) ガス工作物

ガス供給のための施設であって,ガス事業のために用いるものをいいます ((9)から(18)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。)。

(5) 供給施設

ガス工作物のうち, 導管, 整圧器, 昇圧供給装置, ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

(6) 圧 力

ガス栓の出口におけるガスの静圧力(すべてのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。)をゲージ圧力(大気圧との差をいいます。)で表示したものをいいます。

(7) 最高圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(8) 最低圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(9) 本支管

原則として公道(道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路 をいいます。)に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器(導 管内にたまった水を除去する装置をいいます。)等を含みます。

なお,次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については,将来当該一般ガス導管 事業者が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有 者等の承諾をあらかじめえられない場合を除き本支管として取り扱います。

イ 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通 行が可能であること。

- ロ 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。
- ハ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
- ニ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。

ホ その他, 当該一般ガス導管事業者が本支管, 供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること。

(10) 供給管

本支管から分岐して、お客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線に至るまで の導管をいいます。

(11) 内 管

(10)の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。

(12) ガス栓

お客さま等の敷地内のガス工作物の末端に設置され、ガス機器への供給の開始、供給停止 時に操作する栓をいいます。

(13) ガス遮断装置

危急の場合にガスをすみやかに遮断することができる装置をいいます (ガスの供給確保の ため本支管に設置されるバルブを含みません。)。

(14) 整 圧 器

ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(15) 昇圧供給装置

ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器(ガスを高圧で蓄える容器をいいます。)を備えないものをいいます。

(16) ガスメーター

料金算定の基礎となるガスの量を計量するために用いられる、当該一般ガス導管事業者の 指定する計量器をいいます。

(17) マイコンメーター

ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、ガス量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当該 一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有 するガスメーターをいいます。

(18) メーターガス栓

ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

(19) ガス機器

ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備 等の付属装置を含みます。

(20) 引込地点

供給管と内管の境界の地点(お客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線にあ たります。)をいいます。

(21) ガス工事

当該一般ガス導管事業者等が行う供給施設の設置または変更の工事をいいます。

(22) 検針

当該一般ガス導管事業者がガスの使用量(以下「使用量」といいます。)を算定するために,ガスメーターの指示値を目視または通信設備等により読み取ることをいいます。

なお,あらかじめ定めた日に毎月1度検針することを定例検針といい,定例検針を行った 日を定例検針日といいます。

(23) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(24) 消費税率

消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(25) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(26) 平均原料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均原料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年

の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(27) 一般ガス導管事業者

ガス事業法第2条第6項に規定される事業者をいいます。

(28) ガス小売事業者

ガス事業法第2条第3項に規定される事業者をいいます。

(29)ガス小売取次事業者

ガス小売事業者が行う小売供給に関する契約の締結取次ぎを行う事業者をいいます。

(30) スイッチング

同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売 事業者(ガス小売取次事業者を含みます。)が変更されることをいいます。

4 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 使用量の単位は、立方メートル単位の整数といたします。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

本約款に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが本約款にもとづくガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を 承諾のうえ、当社ウェブサイトから当社所定の様式により申込みをしていただきます。 また、当社が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの(需給契約 の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等とい たします。)を提示していただくことがあります。

なお、お客さまは、本約款によって支払いを要することとなった 19(1)のガス料金等の 債務をお客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さま の氏名、住所、支払状況等の情報をガス小売事業者へ当社が通知することがあることに ついて、承諾していただきます。

(2) (1)によるガス需給契約の申込みについて、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のう え、申込みをしていただきます。

なお, 当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。

ロ 当社および関西電力が、ガス需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管 事業者が託送供給のために必要とする事項について、当該一般ガス導管事業者に提供する こと。

ハ 当社および関西電力が、ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果(需給開始 時において開栓を伴わない場合に限ります。)等、ガス需給契約の締結に必要な事項につい て、当該一般ガス導管事業者から提供を受けること。

(3) 当社は、次の事項のいずれかに該当する場合、お客さまのガス使用の申込みを承諾できないことがあります。

イ 同一需要場所において、複数のガス取引用メーターが設置されており、一括で請求が 行われている場合

- ロ 当社とお客さまとの他の契約(すでに終了しているものを含みます。)の料金(19
- (1) で定めるガス料金等および楽天でんき料金をいいます。) についてそれぞれの契約で 定める支払期日を経過しても支払われていない場合
- ハ お客さまの申込み内容の不備や当社の設定する与信基準その他当社所定の基準によ
- り、申込みを承諾できない場合
- ニ 当社または関西電力の責めによらない事由により、ガスの供給が不可能もしくは著し く困難な場合
- (4) 当社は,ガス需給契約の申込みを承諾できない場合には,申込者にお知らせいたします。

7 ガス需給契約の成立および契約期間

- (1) ガス需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約または関西電力とのガスの需給契約 取次が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、ガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、ガス需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、申込者にお知らせいたします。
- (2) ガス需給契約に係るガス事業法第14条第1項に定めるお客さまへの供給条件の説明, 同法第14条第2項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項および同法第15 条第1項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項について,当社が適切と判断 した方法により提供することをお客さまには承諾していただきます。
- (3) ガス需給契約期間は、本契約が成立した以降、関西電力および当該一般ガス導管事業者の供給準備その他必要な手続きを経たのち、最初の定例検針日(当該一般ガス導管事業者が、定例検針日に検針が出来なかった場合、当該一般ガス導管事業者が検針を
 - 行なった日といたします。)の翌日(以下「需給開始日」といいます。)から1年目の 日までといたします。
- (4) 契約期間満了日以前にお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、このガス需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
- (5) (4) にもとづいてガス需給契約が更新される場合において、当社は供給条件の説明、 契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うこととし、お 客さまにはあらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明は、更新後の契約期間のみを書面交付に代えて当社が適切と判断した方

法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。

ロ 契約締結後の書面交付は、書面交付に代えて当社が適切と判断した方法により行い、当 社の名称および住所、契約更新年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号 を記載いたします。

8 需要場所

お客さまがガスを使用する場所をいい、具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。

① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅

各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは次のすべての条件に該当する場合をいいます。

- イ 各戸が独立的に区画されていること
- ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
- ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること
- ② 店舗, 官公庁, 工場その他

1構内または1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合(施設付住宅といいます。)には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

9 ガス需給契約の単位

当社は、原則として、1需要場所について1ガス需給契約を結びます。

10 供給の開始

(1) 当社は、お客さまのガス需給契約の申込みを承諾したときには、関西電力および当該一般ガス導管事業者の供給準備その他必要な手続きを経たのち、関西電力が、すみやかにガスを供給いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

11 料 金

ガス料金(以下「料金」といいます。)は、別表1の料金表に規定する料金といたします。

12 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

13 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針日(以下「検針日」といいます。)の翌日から次の検針日までの期間といたします。ただし、ガス需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直前の検針日の翌日から消滅日までの期間(消滅日を含みます。)といたします。

14 使用量の算定

(1) 料金の算定期間における使用量は、託送約款等に定めるところにより検針および算定されたガス量といたします。

なお, 託送約款等に定めるところにより検針および算定されたガス量が見直された場合, 当社は, 見直し後の使用量によって精算いたします。

- (2) 当社は、関西電力からガス使用量等を受領したあと、当社ウェブサイトを通してお客さまにお知らせいたします。
- (3) ガスメーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間における使用量は、託送約款等にもとづき、前3月間もしくは前年同期の同一期間のガス量または取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、当該一般ガス導管事業者と関西電力との協議により定めた値といたします。

15 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 託送約款等に定める定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が 24 日以下または 36 日以上となった場合
- ロ ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金の算定期間が 29 日以下または 36 日以上となったとき。
- (2) 料金は、別表1の料金表を適用して算定いたします。

16 日割計算

- (1) 当社は、15(料金の算定)(1) イまたは口の場合は、別表2の日割料金の規定により計算をし、料金を算定いたします。
- (2) (1)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (3) 15 (料金の算定) (1) イまたは口の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数 は料金の算定期間の日数といたします。

17 料金、その他料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、関西電力からガス使用量等の結果を受領後、当社にて料金の請求を行った日(以下「支払義務発生日」といいます。) に発生いたします。
- (2) 当社は、料金の明細書は当社ウェブサイトを通して、お客さまに通知いたします。当社は 当該ウェブサイトを通した明細書情報の通知をもって、お客さまに請求を行ったものいた します。
- (3) 料金は、毎月(4)に定める支払期日までに支払っていいただきます。
- (4) 支払期日は支払義務発生日の属する月の翌月1日といたします。ただし、支払期日が休日 (日曜日,銀行法第 15 条第1項に規定する政令で定める日および1月4日,5月1日, 12 月 29 日および 12 月 30 日をいいます。)の場合には、その直後の休日でない日を 支払期日といたします。
- (5) 当社は、ガス需給契約の料金と関西電力から当社に請求があった工事費、工事費負担金、 設備負担金およびその他料金(以下「その他料金」といいます。)を合算して請求いたし ます。
 - なお,その他料金の支払義務発生日,明細書の通知および支払期日は,それぞれ(1),(2) および(4)によります。
- (6) 18(2)事務手数料の規定が適用される場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたし

ます。

18 ガス料金等の支払方法

- (1) お客さまは、料金(19(1)の規定による延滞利息を含みます。)および17(5)のその他料金(以下「ガス料金等」といいます。)を毎月合算してお支払いいただきます。
- (2) ガス料金等は、クレジットカード支払い(当社の指定するクレジットカード会社(代行業者を含み、以下同様とします。)との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続してガス料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。)により支払っていただきます。
 - なお、お客さまのガス料金等がクレジットカードの引き落とし日に引き落としができなかった場合は、別途コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払いをいただくものとします。この際、当社は原則として、1料金の算定期間および1通につき当社所定の事務手数料(税込330円)を当該コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払い時に申し受けます。
- (3) お客さまがガス料金等を(2)により支払われた場合は、ガス料金等がクレジットカード会社 により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたも のとします。
- (4) ガス料金等は、当社がお客さまに請求した順序で支払っていただきます。
- (5) 当社は、(1)および(4)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法 にもとづく債権回収会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式に より、ガス料金等を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権 回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたもの とします。

19 料金支払遅延の際等の措置

- (1) お客さまが料金を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から 起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額を差し引いた金額 に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とい たします。)の延滞利息を申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の 対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生するガス料金等とあわせて支払っ ていただきます。
- (2) 当社は、お客さまにお支払いいただいた額に過不足があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則として当社はお知らせ した翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

IV 使用および供給

20 適正契約の保持

当社は、お客さまとのガス需給契約がガスの使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

21 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- (1) 関西電力は、別表3に定める熱量、圧力および燃焼性(以下「熱量等」といいます。)のガスを供給いたします。
 - なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、ガス事業法令によって決められるものです。
- (2) 関西電力は、別表3に定める最高圧力をこえるガスの使用の申込みがある場合には、当 社または関西電力はそのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給すること があります。
- (3) (1)に定めるガスの熱量等および(2)により定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられた場合で、それが当社または関西電力の責めとならない理由によるものであるときには、当社または関西電力は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

22 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当社、関西電力または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、 お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するもの といたします。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 周知および調査のための業務
- (2) 10 (供給の開始), 24 (供給の制限等), 25 (供給の制限等の解除), 29 (ガス需給契約の消滅) または30 (ガス需給契約の解除等) により必要な処置

- (3) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (4) その他本約款によって,ガス需給契約の成立もしくは終了等に必要な業務または保安上 必要な業務

23 違 約 金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として当社に支払うものといたします。
 - イ お客さまがガス工作物の改変等によって不正にガスを使用された場合
 - ロ お客さまが30(ガス需給契約の解除等)(2)に該当する場合
- (2) (1) の免れた金額は、本約款にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

24 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 当社,関西電力または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、 停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していた だくことがあります。
 - イ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ロ ガス工作物に故障が生じた場合
 - ハ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
 - ニ 法令の規定による場合
 - ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - へ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ト その他保安上必要がある場合

- チ 託送約款等に定める託送供給の制限,停止または中止の事由に該当する場合
- (2) (1) の場合には、当社、関西電力または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を 広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえ ない場合等は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、当社は、料金の減額等は行いません。

25 供給の制限等の解除

- (1) 24 (供給の制限等) によって、当社または関西電力がガスの供給を制限、停止もしくは中止した場合、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で、制限、停止または中止を解除しようとするときは、事前にお客さまと当社または関西電力とで協議するものといたします。
- (2) 24(供給の制限等)によって、当該一般ガス導管事業者によりガスの供給が制限、停止または中止された場合で、その理由となった事実が解消されたときは、当該一般ガス導管事業者によって、託送約款等に定める時間内に、すみやかに供給が再開されます。
- (3) 託送約款等にもとづき,関西電力が当該一般ガス導管事業者から,お客さまの責めとなる理由によりガスの供給の制限,停止または中止および供給の再開に要する費用に係る請求を受け,当社が関西電力から当該請求を受けた場合には,お客さまは,その金額を,当社が定める日までに,当社に支払うものといたします。

26 損害賠償等

- (1) 託送約款等に定める託送供給の制限,停止または中止の事由に該当し,お客さまがガス の使用の制限,停止または中止を行わなかったことおよびその他お客さまの責めとなる 理由により,当該一般ガス導管事業者が損害を受けた場合で,託送約款等にもとづき, 関西電力が当該一般ガス導管事業者から賠償の請求を受け,当社が関西電力から当該請 求を受けたときは,お客さまは,その賠償に要する金額を,当社が定める日までに,当 社に支払うものといたします。
- (2) 10 (供給の開始) (2)によって供給の開始日を変更した場合,24 (供給の制限等) (1)によってガスの供給が制限,停止もしくは中止され,またはガスの使用を制限,停止もし

くは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当 社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 30 (ガス需給契約の解除等) によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由によりお客さままたは第三者が損害を受けた場合は、当社は、賠償の責めを負いません。
- (5) 当社および関西電力がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合には、故意 または重過失の場合を除き、その賠償対象となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損 害に限るものといたします。

V 契約の変更および終了

27 ガス需給契約の変更

- (1) お客さまがガスの需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ (契約の申込み) に定める新たにガスの使用を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1) の場合,当社は,ガス需給契約の変更前は,ガス需給契約の変更内容を,変更後は,ガス需給契約の変更内容,ガス需給契約の成立日,供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を,契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて,当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

28 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでガスの供給を受けていたお客さまの当社に対するガスの使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、当社ウェブサイトから当社所定の様式により申し出ていただきます。

29 ガス需給契約の消滅

(1) お客さまがガスの使用を廃止しようとされる場合は、原則として廃止期日の15日前までに廃止期日を当社ウェブサイトから当社所定の様式により通知していただきます。 関西電力は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための 適当な処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を 行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) ガス需給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に(1)の通知をされた後、関西電力が 当社から当該通知を受けた廃止期日に消滅いたします。
 - イ ガス需給契約は契約期間満了日をもって消滅するものといたします。

- ロ 30 (ガス需給契約の解除等) によって、当社がガス需給契約を解約した場合は、解 約日にガス需給契約は消滅するものといたします。
- ハ 関西電力が当社を通じてお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、関西電力が通知を受けた日にガス需給契約が消滅したものといたします。
- ニ 当社または関西電力の責めとならない理由により関西電力がガスの供給を終了させるための処置ができない場合は、ガス需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ホ お客さまがスイッチングによりガスの使用を廃止しようとされる場合には、お客さまは新たなガス小売事業者(ガス小売取次事業者を含みます。)に対し契約の申込みをしていただきます。この場合、当社とのガス需給契約は、新たなガス小売事業者(ガス小売取次事業者を含みます。)からお客さまへのガスの供給を開始するために検針が実施される日に消滅するものといたします。 ただし、新たなガス小売事業者がガスを供給するために必要な手続きを、託送約款等に定める日までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、ガス需給契約は消滅しないものといたします。

- (3) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、ガス需給契約の消滅後、ガスメーター等当該 一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置 かせていただくことがあることについて、承諾していただきます。
- (4) ガス需給契約の消滅にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等にもとづき、関西電力が当該一般ガス導管事業者からその費用の請求を受け、当社が関西電力から当該請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

30 ガス需給契約の解除等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかの事由に該当する場合には、当社の申し出にもとづき ガス需給契約を解除できるものといたします。

なお、当該事由のいずれかに該当したときは、お客さまは当社からの何ら通知催告等なく当社または関西電力に対して負担する一切の債務の期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、当社は原則として解除する15日前(17(4)に規定する休日を含みます。)および5日前までに解除予告通知を行うことと

し、お客さまに対して、解除後無契約となった場合にはガスの供給が止まること、お客 さまが希望される場合には、ガスを供給することが義務付けられているガス小売事業者 からガスの供給を受けることができることを説明するようにいたします。

- ① お客さまが、お客さまの責めとなる理由により24(供給の制限等)によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。
- ② お客さまがガス料金等および当社との他の契約(すでに契約が消滅している料金を含みます。)の料金(ガス料金等および楽天でんき料金をいいます。)をそれぞれの契約で定める支払期日を経過してなお支払われないとき。
- ③ お客さまが、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売または破産、特別精算、民事再生、会社更生等のその他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき。
- ④ その他信用状態が悪化し、または恐れがあると認められるとき。
- ⑤ お客さまが、ガス需給契約締結にあたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき。
- ⑥ お客さまが、過去または現在において、当社または当社グループ会社の提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていたとき。
- ⑦ お客さまが、楽天会員から脱会されたとき。
- ⑧ お客さまが、その他本約款に反したとき。
- (2) お客さまが(1)②に該当する場合で,当社が(1)によりお知らせした日以降に,お客さまがガス料金等を支払われたときには,その旨を当社に通知していただきます。 なお,当社に通知がない場合には、当社は、ガス需給契約を解除することがあります。
- (3) 当社は、同一条件でのガス需給契約の継続が困難となる場合等当社が必要と認める場合には、解約の3月前までにその旨を当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせのうえ、ガス需給契約を解約することがあります。ただし、ガス需給契約の解除のお知らせに必要な情報の変更手続きをお客さまが怠ったことにより、お知らせができない

場合には、当社が適切と判断した方法によりお知らせを発信した日にお知らせを行ったものとみなします。

- (4) (1), (2), (3)または(5)によって、当社がガス需給契約を解除する場合は、関西電力が、解約日にガスの供給を終了させるための適当な処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。
- (5) 当社は、お客さまが、29 (ガス需給契約の消滅) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、関西電力または当該一般ガス導管事業者がガスの供給を終了させるための処置を行った日にガス需給契約は消滅するものといたします。

31 ガス需給契約消滅後の債権債務関係

ガス需給契約期間中のガス料金等の債権債務は、ガス需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅵ 工事費等の負担

32 ガス工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける 場合のガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

33 工事費等の支払いおよび精算

- (1) 関西電力が当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの 供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または 実費相当額等の請求を受け、当社が関西電力から当該請求を受けた場合は、お客さま は、その金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。
- (2) 関西電力が当該一般ガス導管事業者から、工事完了後、工事費、工事負担金または設備 負担金等の精算を受け、当社が関西電力から当該精算を受けた場合は、当社は、工事 費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものといたします。

Ⅷ保安

34 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等, 託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる3 (定義) (10)の境界線よりガス栓までの供給施設については, お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。 なお、お客さまの承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査します。 なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。

35 周知および調査義務

- (1) 関西電力は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス 事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信または電気通信 回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたしま す。
- (2) 関西電力は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場

合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客さまは、調査の結果を関西電力が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾していただきます。

(3) 関西電力は, (2)のお知らせに係るガス機器について, ガス事業法令で定めるところにより, 再び調査いたします。

36 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。また、当社または関西電力がガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知することがあります。これらの場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) 当社, 関西電力または当該一般ガス導管事業者は, ガスの供給または使用が中断された場合, マイコンメーターの復帰操作をしていただく等, お客さまに当社, 関西電力または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは, お客さまは, (1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。

なお、関西電力が、マイコンメーターの復帰操作等、中断の解除のための操作を行うことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、関西電力は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知することがあります。

- (3) お客さまは、34 (供給施設等の保安責任) (3)および35 (周知および調査義務) (2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当社, 関西電力または当該一般ガス導管事業者は, 保安上必要と認める場合には, お客 さまの構内または建物内に設置した供給施設, ガス機器について, お客さまに, 修理,

改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。

- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは別表3に定めるガスの熱量等に 影響を及ぼす施設を設置する場合、当社および関西電力を通じて、当該一般ガス導管事 業者の承諾をえていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。
- (8) お客さまは、需要場所で使用されるガス機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

37 お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、35 (周知および調査義務) (1)の規定により関西電力がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を 設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらか じめ関西電力の承諾をえていただきます。また、関西電力は、これらの情報および当該 一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者に通 知いたします。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまの負担といたします。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動 車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用して いただきます。

- イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
- ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
- ハ 別表3に定める供給ガスに適合するものであること。
- ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること。
- ホ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまは、ガス事業法第 62 条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、 次の事項について遵守していただきます。
 - イ お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならない。
 - ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、 お客さまは、保安業務に協力しなければならない。

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

38 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、託送約款等にもとづき、当社および関西電力を通じて、当該一般ガス導管 事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料は お客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定 める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) 関西電力は、当該一般ガス導管事業者が(1)により検査を行った場合で、その結果を当該 一般ガス導管事業者から受領したときには、当社の定める方法により、すみやかにお客 さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス

導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める 基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

- (4) 当該一般ガス導管事業者は、(3)により検査を行った場合には、その結果を、すみやかに お客さまにお知らせします。
- (5) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が(1)および(3)により検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。

39 ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社および関西電力へ提供することについて、承諾していただきます。

W そ の 他

40 反社会的勢力の排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、自己ならびに自己の役員および従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に対し確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている と認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること
- (2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを相互に確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手 方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、ガス需給契約を将来に向けて解約することができます。

なお、お客さまおよび当社は、係る合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何ら説明し、または開示する義務を負わないものとし、契約の解除に起因し、または関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではなく、相手方は解約者に対して損害賠償請求をしないことを確約します。

41 準 拠 法

本約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

42 管轄裁判所

ガス需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

附則

附則

本約款の実施日

本約款は、2021年4月1日から実施いたします。

別 表

別表

1 料金表

料金は、以下の表を適用して、1月ごとの本約款14(使用量の算定)に定める使用量にもとづき算定された基本料金と従量料金の合計といたします。

なお、従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。ただし、 従量料金は、別表4の原料費調整によって算定された平均原料価格 が64,090円を下回る場合は、別表4の原料費調整によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表4の原料費調整によって算定された平均原料価格が64,090円を上回る場合は、別表4の原料費調整によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

楽天ガス supplied by 関電ガス プランS 料金表

項目料金表	1月ガス使用量		基本料金 (税込) 円/月	従量料金単価 (税込) 円/㎡
料金表 A	5 مرترپس 0	20 ㎡まで	1, 527. 77	135. 80
料金表 B	20 ㎡をこえて	50 ㎡まで	1, 534. 90	135. 45
料金表 C	50 ㎡をこえて	100 ㎡まで	1, 551. 20	135. 12
料金表 D	100 ㎡をこえて	200 ㎡まで	1, 965. 74	130. 98
料金表 E	200 ㎡をこえて	350 ㎡まで	2, 385. 37	128. 88
料金表F	350 ㎡をこえて	500 ㎡まで	2, 706. 20	127. 96
料金表 G	500 ㎡をこえて	1,000 ㎡まで	5, 843. 24	121. 69
料金表 H	1,000 ㎡を	こえる場合	6, 525. 64	121. 01

2 日割計算

(1) 本約款の16(日割計算)(1)の適用を受ける場合の料金は,次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。ただし,従量料金は,別表4の原料費調整によって算定された平均原料価格が64,090円を下回る場合は,別表4の原料費調整によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし,別表4の原料費調整によって算定された平均原料価格が64,090円を上回る場合は,別表4の原料費調整によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、別表1の料金表の料金表A、料金表B、料金表C、料金表D、料金表E、料金表F、料金表Gまたは料金表Hの適用区分は、料金の算定期間における使用量に 30 を乗じ、日割計算対象日数で除した1月換算使用量によります。また、1月換算使用量の単位は、立方メートル単位の整数とし、その端数は、切り捨てます。

イ 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算対象日数/30

なお、基本料金は、別表1の料金表の基本料金といたします。

口 従量料金

従量料金は、別表1の料金表を適用し、料金の算定期間における使用量によって算定 いたします。

- (2) 本約款7(ガス需給契約の成立および契約期間)(4)によりガス需給契約が同一条件で継続される場合は、本約款29(需給契約の消滅)(2)イにかかわらず、契約期間満了によるガス需給契約の消滅は、料金の算定上、ガス需給契約の消滅とみなしません。
- 3 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

関西電力の供給ガスにおける熱量,圧力および燃焼性は,次のとおりといたします。 なお,供給ガスは,燃焼性によって類別されており,当社供給ガスの類別は 13Aであるため,13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量……45 メガジュール

最低熱量……44 メガジュール

圧力 最高圧力……2.5キロパスカル

最低圧力……1.0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウォッベ指数……57.8

最低ウォッベ指数……52.7

ガスグループ……13A

燃焼性の類別(旧呼称) ······13A

4 原料費調整

(1) 原料費調整額の算定

イ 平均原料価格

平均原料価格は, 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき, 次の算式によって 算定された値といたします。

また,平均原料価格は,10円単位とし,10円未満の端数は,1円の位で四捨五入いたします。

平均原料価格= $A \times \alpha + B \times \beta$

A=各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

B=各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均液化石油ガス価格

 $\alpha = 0.9476$

 $\beta = 0.0569$

なお,各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均液化石油ガス価格は,10円単位とし,10円未満の端数は,1円の位で四捨五入いたします。

ロ 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

① 1トン当たりの平均原料価格が64,090円を下回る場合

原料費調整単価= (64,090 円-平均原料価格) ×(2)の基準単価/100× (1+消費税率)

② 1トン当たりの平均原料価格が64,090円を上回る場合

原料費調整単価= (平均原料価格-64,090円) ×(2)の基準単価/100×(1+消費税率)

なお,64,090 円と平均原料価格との差額は,100 円単位とし,100 円未満の端数は,10 円 の位で切り捨ていたします。

ハ 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。 なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金の算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金の算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金の算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金の算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金の算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金の算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金の算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金の算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金の算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金の算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間	
(翌年が閏年の場合は,翌年の2月29日までの	翌年の5月分の料金の算定期間
期間)	

ニ 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に口によって算定された原料費調整単価を適用して算定 いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1	8銭1厘
1 立方メートルにつき	(消費税等相当額を含みません。)